令和７年度　第11回大島町農業委員会総会議事録

令和７年度定例大島町農業委員会が、令和８年２月２４日（火）午前１０時より大島町役場３階第３会議室にて開催された。

1、農業委員会委員は、次の通り

2、笠間隆夫　3、五十嵐初代　4、島村春彦　5、三田一也
6、中拂晶　7、鎌原道夫　8、向山吉昭　9、中山定彦
10、新保鐵雄　11、中村冨長

2、農地利用最適化推進委員は、次の通り

1、澤田波夫

3、欠席委員(農業委員・農地利用最適化推進委員)

農業委員　1、山本政一　　推進委員　欠席無し

4、出席職員は次の通り

坂上智彦　産業課長
山田貴訓　農業係長
河西健知　主事

5、付議された案件

日程第１：農地の権利移動の許可について
日程第２：その他

6、本日の書記は次の通り

河西健知　主事

中拂議長　それでは令和７年度第１１回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は１１名中１０名、欠席委員は１名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。なお推進委員の方は１名中１名参加していただいております。ありがとうございます。それでは本日の日程につきましてお諮りいたします。お手元に配付している日程表の通りといたしますが、ご異議ございませんか。

（～異議なしの声　多数～）

中拂議長　ありがとうございます。異議なしと認めます。大島町農業委員会規則第４１条に規定する議事録署名委員は７番委員と４番委員にお願いします。なお本日の会議書記には事務局の河西氏を指名いたします。それでは、日程第１「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定」（〇〇）について事務局より説明お願いいたします。

事務局（河西）はい、それでは説明いたします。それでは説明いたします。農用地利用集積計画（案）でございます。こちらの農地につきましては、農地中間管理事業を活用しての利用計画になります。今回利用権設定をする土地の所在につきましては、□□▲▲－▲、□□▲▲－▲、▲▲、▲▲－▲、▲、▲▲－▲、▲合計▲▲㎡でございます。栽培計画は農地中間管理事業での貸付農地として借り受けるというものです。使用貸借の期間は▲▲年となっております。利用権を設定する者（貸手）は□□▲丁目▲▲番▲▲号、○○、▲▲歳、□□▲丁目▲▲番▲号□□▲▲号室、○○、▲▲歳、利用権の設定を受ける者は（借手）□□▲番地、○○、▲▲歳となっております。今回の借入れ農地で、アシタバ、ハーブ、柑橘類、椿を栽培する計画です。農業従事者は男▲名です。所有する農機具は耕運機２台、動力噴霧器１台でございます。４ページをご覧いただきますと農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等になっております。違反等はございません。７ページは利用集積計画の申請図となっております。申請地は、□□から□□へ▲▲m程進んだ所に位置します。以上、農地利用集積計画（案）につきましてご審議いただき、当計画にご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

中拂議長　ただいまの事務局からの説明について発言のある方は挙手願います

向山委員　はい。

中拂議長　はい、８番。

向山委員　はい。補足説明いたします。２月１８日、地元委員、中村さん、中山さん、私、事務局河西さん、申請者、○○さん５名にて、現地調査をいたしました。その結果、３委員とも申請のとおり、異議なしと認めましたので、各委員の方々も不耕作地解消のためにもよろしくお願いいたします。申請地は、先ほど事務局の説明した通りです。７筆あります。申請地全体で見るとゆるい傾斜畑となっており、日照時間も長く、海岸から離れており、塩害も考えられません。近隣への土砂流出は考えられません。申請地の全体は草刈作業を実施すればすぐにでも作付できるような状態もかなりあります。地番ごとにツバキの木の防風林で覆われており、農業用水、家庭用水道も完備されております。栽培品目は事務局の説明した通りです。以上補足説明を終わります。

中拂議長　その他、ご意見はございますか。

笠間委員　はい。

中拂議長　はい、２番。

笠間委員　この○○さんってのは、□□卒業して、で今回初めてこの土地を借りてやるの？他には何もまだやってないの？

向山委員　○○君はね、□□で一生懸命現在やってる。それで借りている所は、○○さんの所、○○さんの所を借りている。それでね、今回聞いた話じゃ、かなり広いところをあっちもこっちも借りて、手が回んないみたいなんですよ。だから１ヶ所□□やっぱりでかい畑なんだけど、そこも良いと思って借りたんだけど、サルの巣になっちゃってる。それでアシタバなんかやっても、やっぱりやられちゃって、だからそっちの方が手薄になっちゃうんですよ。それで今回借りるところ、今まで○○さんというところ借りてるんだけど、そのすぐそばなんですよ。そこに家も建っているし作業小屋もある、それも使って良いってことなんですよ。だからすぐそばでできるから、人間すぐそばにいればサルと

か動物も近寄ってこない。だから、重点的にそこでこれから約▲万平米ありますからね、これね。そこを重点的にやるってことだったんですよ。

笠間委員　要するに今までの所はサルの被害を除けば、その人に任せても大丈夫な状態ということですね。

向山委員　そうです。

笠間委員　わかりました。

中拂議長　その他、ご意見はございますか。よろしいですか。それでは、日程第１、「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定」（〇〇）について、原案のとおり承認とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員　挙手）

中拂議長　全員賛成ですので、日程第１「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について」（〇〇）は原案のとおり承認いたします。続きまして日程第２「その他」についてですが、事務局から何かありますか？

（事務局　なし）

中拂議長　その他ご意見はございますか？特にないようですので、これをもちまして第１１回大島町農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

この会議録は書記が調製したもので、その内容については相違ないことを認め署名する。

大島町農業委員会　委員

大島町農業委員会　委員